

地域で被害を防ごう!

高齢者をねらう 悪質商法



なぜ、高齢者がねらわれる？

- ①昼間に在宅し、時間的に余裕がある。話し相手が少なく、孤独感を感じている。
- ②新しい商品の情報に接する機会が少ない。
- ③認知症などの疾病により、判断力がにぶり、だまされていることに気がつきにくい。
- ④被害にあっても相談する人が少ない。または家族に迷惑をかけまいとして相談しない。など

どんな悪質商法があるの？

特に高齢者が被害にあいやすい悪質商法を紹介します。

■SF(催眠)商法:

食品や日用品などを無料配付、もしくは安く販売するとして、本来の販売目的を隠して会場に呼び集め、「買わないと損をする」という言葉で、一種の催眠状態にして、高額の商品を売りつける商法。

(対象となりやすい商品例) ふとん販売、磁気マットレス、健康食品・器具など

■次々販売:

家を訪問し、ふとんが売れたら次は、健康器具、住宅関連工事など次から次へと契約させる商法。同じ商品または異なる複数の商品を次々に契約させるケースや、複数の事業者が次々に契約させるケースなどがあ

高齢者は3つの大きな不安を抱えているといわれています。それは「お金」「健康」「孤独」。悪質な事業者は言葉たぐみに、これらの不安をあおっては親身に相談にのり信用させた上で、年金や貯蓄など、高齢者の大切な財産をねらっています。高齢者がこのような悪質商法の被害にあわないようするために周囲にいる人たちが、普段から注意を払い、サポートにつとめましょう。そこで今回は、高齢者をねらった悪質商法について、その手口や被害の防止法、被害にあってしまった場合の対処方法について紹介します。

ります。

(対象となりやすい商品例) 自宅の給水管洗浄、白アリ駆除、屋根瓦工事など

■かたり商法:

役所や公的機関の職員を装い、浄水器や住宅用火災警報器などを高額で売りつける商法。消防職員と思わせる制服で訪問するなどの場合もあるので注意が必要です。

(対象となりやすい商品例) 浄水器、消火器、電話機、警報装置、防災防犯装置

■点検商法:

「無料で家の点検をします」と事業者が訪れ、点検してもらうと「屋根瓦がずれている」「床下の湿気が多い」などと、高齢者の不安をあおり、高額な工事を契約させる商法。高齢者が自分で確認するのが困難な場所を点検することが多いようです。

(対象となりやすい商品例) 屋根・床下工事、シロアリ駆除、ふとん販売

■展示会商法:

「見るだけでいいから」「お礼に食事会に招待する」などと言って、着物や絵画の展示会に連れて行き、高額な商品を契約させる商法。会場では販売員にしつこく勧められ、根負けして契約をしてしまうケースが目立っています。

(対象となりやすい商品例) 着物、絵画

■送りつけ商法:

商品を一方的に送りつけ、受け取った消

費者に代金を支払わなければならぬ勘違いさせて、代金を振り込ませる商法。代金の支払いや返送の必要はありません。14日間経過後は自由に処分することができます。

■内職商法:

「自宅でのパソコン入力で高収入!」など電話や新聞の折込み広告で内職の勧誘を行い、高額な教材や機器を売りつける商法です。

■架空(不当)請求:

はがきや電話などにより、利用した覚えのない有料サイトの高額な利用料金の「架空請求」、や「携帯電話への勧誘メールを開いただけで、利用登録され料金を請求された」などの「不当請求」についての相談が急増。さらに悪質なものには、弁護士、債権回収業者などに扮して「法的手続きを取る」と脅迫する手口もあります。

★架空請求・不当請求の場合は、絶対に払わない(絶対に相手と連絡をとらない)

★悪質な取立てをされた時は警察に届ける。

被害にあつてしまったら

1. クーリング・オフする

クーリング・オフ(契約の無条件解除)とは、訪問販売などで、商品やサービスの契約をした場合、一定期間内であれば契約を無条件で解除できる制度のことです。契約書面を受

周囲の人が気をつけたい危険サインは?

一人暮らしの高齢者や高齢者だけの世帯などは、被害にあっても相談する人が少なく、だまされたこと自体、気がつかない場合もあります。被害を防ぐには、家族はもちろんのこと、近所の方、ヘルパー、民生委員など、周囲にいる人たちが「危険サイン」を見過ごさないことが大切。「危険サイン」に気づいたら、ご本人や周りの人から、どんなことがあったのか、話を聞いておきます。くれぐれも、高齢者の自尊心を傷つけないように対応すること。

部屋の中に見慣れないものがある、届く。

▶訪問販売や通信販売で大量に商品を買わされたかもしれません。



受け取ってから8日以内ならば、適用されます。ただし、適用されない商品やサービスもあります。

2.法定後見制度を利用

認知症などで判断力が低下している人は、「成年後見制度」を利用する方法があります。判断力に応じて、「法定後見」「補佐」「補助」の3つの制度により分かれます。「法定後見」は日々の買い物以外のすべての行為を、「補佐」「補助」では一定の行為について取り消すことができます。

!
元気がなくなる。出かけなくなる。必要以上に節約するなど、行動に変化が!!

▶大金を使ってしまった可能性を考えられます。



!
近所の特設会場へ、高齢者が次々と入っていった。

▶SF(催眠)商法を疑ってみましょう。



!
見かけない人が高齢者宅に頻繁に入り出している。

▶高額な費用で工事の契約などをさせられているかもしれません。



!
部屋の中に、これまでなかつたものがあった。

▶浄水器や住宅用火災警報器であれば、水道局や消防局を装った、かたり商法の疑いもあります。



達
自
!!

高齢者をねらう 海外先物取引

海外先物取引などの金融商品に関する相談のうち、高齢者の占める割合が非常に高くなっています。複雑な仕組みの金融商品を「高額配当が受け取れる」「損はしない」「定期預金のようなもの」と言葉巧みに勧誘され契約したものの、利益どころかほとんどお金が戻らなかったなどという相談が寄せられています。取引内容がよくわからない契約は、あいまいな返事はせず、きっぱりと断ることが大切です。

3.契約の取消・無効

クーリング・オフの期間が過ぎ、法定後見制度を利用してない場合でも、セールスマンのセールストークや接客態度に問題があった場合、契約の取り消しができるようになりました。セールスマンが商品について、嘘をついたり、「帰ってください」と頼んでも居座り、根負けして契約したりした場合などでも適用されます。泣き寝入りしないで、大阪市消費者センターなどに相談にいきましょう。

「おかしいな!」「だまされたのでは?」 と思ったら、まずはご相談を!

大阪市消費者センターでは、大阪市在住の方を対象に、商品やサービスなど消費生活全般に関する相談・苦情を受け付け、解決のための助言やあっせんを行っています。「おかしいな」と思ったり、被害にあわれた場合は相談しましょう。また、消費生活に関する、講演会、地域への出前講座なども数多く開催しています。ぜひ活用しましょう。

●ご相談は大阪市消費者センターへ

☎06-6614-0999 毎日10:00~17:00(12月29日~翌年1月3日を除く)
メールは、ホームページから「メール相談」にアクセス!
<http://www.city.osaka.lg.jp/lnet/>

被害にあわないために

- 相手(セールスマンなど)の会社名や訪問の目的を確認しましょう。
- いらないときはきっぱりと断りましょう
- 迷ったときは、その場で契約せずに家族などに相談しましょう。
- 口約束でも契約は成立するので、あいまいな返事はやめましょう。
- 契約を急がせる事業者には注意しましょう。
- 訪問販売の場合、安易にドアを開けず、家にあげないようにしましょう。